市営住宅における少子化・人口減少対策と子育支援

子育て世帯への支援の拡充

市営住宅の収入基準を緩和することにより、子育て世帯への支援を拡充する。

ポイント

- ▶ 未就学児までだった収入基準の緩和(裁量階層世帯)の範囲を高校生年代の子を持つ世帯まで拡大。
- ▶ これまで小学生から高校生年代の子を持つ世帯の収入基準 15万8千円/月
 - → 緩和後の収入基準 25万9千円/月 ※改良住宅を除く
- ※現入居者については、令和8年2月1日から適用。
- ※新規入居者については、令和9年1月の公募に係る応募者から適用。



市営住宅における少子化・人口減少対策と子育支援

新婚若者世帯住戸の確保

婚姻を契機に住居を構える新婚夫婦をターゲット とした住戸を市営住宅内に確保することで、新た な若者夫婦世帯の本市定住を促進する。

ポイント

- ▶ 婚姻2年以内の夫婦のみ世帯(いずれも40歳未満)を対象
- ▶ 市外在住者も対象
- ▶ 裁量階層世帯に位置付け、入居期間は10年を設定(子が23歳まで入居期間延長可)
- ▶ 通常の空き家待ち募集とは別枠募集で大名市営住宅内に戸数枠による住戸の確保

(令和8年3月頃に募集予定、15戸程度を検討中)

